

中を通じしを願ひいたします。

議長(中西虎蔵君)この際報告事項がありましますので事務局長より報告いたします。

(島田議会議務局長朗読)(省略)

一八月分創刊号の調査実施結果報告(別添参照)

二基地周辺の民宅予定の確立に関する要望(別添参照)

三基地交付金に関する要望(別添参照)

議長(中西虎蔵君)次に執行機関より所政報告を願ひます。

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君)お話しをいたさすまい。二報告をいたした
いと存じます。過半数の臨時会におきまい。を取り上げ
になりまい。福生銀屋通りの交通規制に関する陳情につき
まい。かわい。関係方面に陳情いたしありまい。たかしの

書面が参りましたのでその書面を讀み上げまして報告

にかえさすまい。たさすまいと存じます。

福生警二二三号

昭和四十年十月九日

福生町長

石川常太郎殿

福生警察署長

警視 姓名

茂印

福生銀屋通りの交通規制の回答について

昭和四十年十月五日付の陳情書について、部会委員会に
左記のとおり申したため回答します。

一 規制延期申出

昭和四十年十月十五日迄

二 規制措置に付する依頼

交通の状況等から規制が必要と認めらるるのて延期期間
中、各関係各位にこの点広報協力方を願ひ致したい。

従いましえとりあえずのところ明年十月十五日まで交通規制
が延期となりましてこの回答又によりますというふうな関
係者と協議いたしまして規制されるより協力しえほしいと
いう回答でございますので申添えいたす。

議長中西虎蔵君日程第二会期の決定にふいて議題に供します。本件に
ついては議会運営委員会にふいて検討されたいとすので
委員長から報告願います。十九番

福生町議会

(十九番 中村国太郎登壇)

十九番(中村国太郎)副指名がありましてこの報告いたします。本日
招集されまして第三回定例会に先立ち去る十月十五日
午後一時より議会運営委員会を開催し次のとおり決定い
たしました。すなわち会期にふいては提出されず諸案
件を勘案し二十九日まで九月間と決定いたしました。理
由といしましては地財法適用の決定によるところの一般
会計補正予算案を含む補正が五件又これに関連します
条例の一部改正が四件交通事故に関する求償権の放棄
損害賠償の額の決定都下町村職員退職手当組合規約
の一部改正教育委員選任同意一般表紙者の同意等各一
件及び昭和三十九年度の水道事業の決算認定諸願各
一件であります。いずれも重要案件であり会期を九月

目と決定いたしました次第であります。この内、交通事故に関する議案、東京都町村職員の退職手当組合規約の部改正、教育委員の選任同意、表紙者の同意については、理事者からの説明により、ご理解をいただけるものと考え、即ち方々の要望を申し上げる次第であります。なお、一般会計の補正予算案については、三常任委員会に分割付託により審査を願ひ、他の案件については、それらの所管の委員会に付託願ひ、専門の分野から慎重に審議を希望するものであります。一般質問については、ただいま不十分で申し上げました諸案件の審議の終了後、最終日程といたしまして、先ずもとに二配布したもので通告順に従ひ、二質問を希望いたします。以上、議会運営委員会の審議決定を説明申し上げました。か、何とぞご理解と協力をお願いいたします。因、増は議会運営に

終結されるようお願ひ申し上げ、報告を終わります。

議長(中西虎蔵君) 会期にそろそろは、ただいま本委員長から報告されたとおり、十月十五日から十九日まで九日間と決定したと思ひます。これに異議ありませんか。

(異議なしと答へる者あり)

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議長(中西虎蔵君) 日程第三、福生町特別会計条例の部を改正する条例案、議案第四十八号を議題に供します。事務局を以て議案の朗読をいたします。

(朗読 議長係長朗読) (省略)

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

森田助役

(助役 森田幸造君登壇)

一助役森田幸造君議案第四十八号に「又本会」云々を「説明申し上げ
たいと存じます。これは公益質屋特別会計の事業を一般会計
からひきはなしまして、公益質屋事業会計を特別会計とい
たしますために条例の一部を改正しようとするものでございまし
て、過剰特別会計とございまして、ものを二般会計は組み入れ
ましたばかりでございまして、さらに改正をするという事
は誠に申訳がないのでございしますが、二案内のもう一つ地財表の
採用に伴いまして一般会計の中に公益質屋事業が含ま
れる方々にはやむを得ざる改正でございしますのでよろしく
ご審議のほどお願い申し上げます。

一議長(中西虎蔵君)これより質疑を行います。

(応答なし)

一議長(中西虎蔵君)質疑を終結いたします。おわかりいたします。

議案第四十八号は厚生委員会に付託し詳細な審議を願う
ことにいたしますが、これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)ご異議なしと認めさよう決定いたします。
なお委員会へ審査報告は本会期中にお願いいたします。

一議長(中西虎蔵君)おわかりいたします。日程第四議案第四十九号
及び日程第五議案第五十号を一括議題に供したいと思いま
すか、これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)ご異議なしと認めさよう決定いたします。

一議長(中西虎蔵君)日程第四議会の議員の報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例案、議案第四十九号、日程
第五福生町の牧職員の給与に関する条例の一部を改正する条

創案議案第五十号を二読議題に供します。事務局を以て議案の朗読をいたします。

(野次議事係長朗読)(省略)

一議長(中西虎蔵君)理事者から提案理由の説明を求めます。

森田助役

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君)お許しをいただかぬ限り議案第四十九号及び議案第五十号につきおそれ、説明申し上げたいと存じます。本案は一般職員の給子に關しおそれ、その期末手当を職員に支給するにあたりおそれ、その支給率を国の基準に合はせしめ、支給いたしたい。これにはすべし。二議決をいただかぬ限り財政再建計画の際にもこの率に基いておりおそれ、これによりおそれ、支給率が国家公務員と同率になるわけを、二読

います。従いおそれ職員に合はぬ場合、議員各位におしりおそれ、この期末手当もこの率に合はぬおそれ、その支給率を改正したいと存じおそれ、一提案申し上げた次第でございます。この結果従来の支給率に比較いたしおそれ職員に合はぬおそれ、年間十二カ月間おそれ、なくなるという数字になるのでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

一議長(中西虎蔵君)これより質疑を行います。議事進行上日程第四議案の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案議案第四十九号より仰います。

(異議なし)と仰ぶ者あり

一議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。次に一般職員の給子に關する条例の一部を改正する条例案について質疑を行います。

一番(岩田博君)議長

議長(中西虎蔵君)五番

五番(岩田博君)一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案にちよまし、この件については非常に一般職員の方々に好しいはシヨクではないかと思ひます。地財法の適用中ではないかとなく我慢しいたゞちよまし、今後この地財法が解除された場合は隣接町村には支給しいたゞちよましくその点町長より、答弁願ひたいと思ひます。

議長(中西虎蔵君)石川町長

町長(石川常太郎君)自前からお話ししたにちよます。もちろん、主と申の通りいしたいと思ひます。

一番(塩野鉄天助君)議長

議長(中西虎蔵君)十四番

一番(塩野鉄天助君)にたいすの説明によりますと現在福生町にちよましは職員にたいしは誠に必要でございす。しかしながら町が前進する面につちよましの地財法でございすのでちよまを得ないと思ひます。しかしプラスアルファにたいしはどのようにちよまをもちみられるかの案をちよましたいと思ひます。

議長(中西虎蔵君)石川町長

町長(石川常太郎君)自前からお話ししたにちよます。地財法を適用しいちよます期間はこの条例を字ちよましたいと思ひます。

議長(中西虎蔵君)これに質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第四十九号及び議案第五十号は総務委員会に付託し詳細な審議を願ふことにはいたしたいと思ひ

おすがこれに異議ありませんが。

(異議なしと仰る者あり)

議長(中西虎蔵君)「異議なし」と認めさう決定いたしました。
なみ本委員会の審査報告は本会期中に大願いたします。

議長(中西虎蔵君)「日程第六條」に所職員定数条例の一部を改正
する条例案、議案第五十号を議題に供します。事務局をこ
し議案の朗読をいたします。

(野崎議事係長朗読)(省略)

議長(中西虎蔵君)「理事者から提案理由の説明を求めます。」

森田助役

(助役森田章造君登壇)

一助役(森田章造君)「議案第五十号について説明申し上げ
させていただきます。本案は職員の定数条例の一部を

改正する条例案でございます。先般改正された米各
部局にあらましく昇格したものであるは異動から戻ったもの、又
は職組が設けられたことによりその定数が現状にあわなくな
りましたので、実際にありように定数の改正の必要が生じたの
で、ご提案申し上げた次第でございます。その第一条にあらま
しく、助役、収入役のほかさらに教育長を付け加えるとい
う事でございます。第二条にあらましく、にべい申し上げ
した理由で昇格、異動あるいは新たに組織等職員の定数
をなるべく現状に合うようにしたい、というためにその職員の
定数を提出した次第でございます。なみ三の教育委員会
事務局の職員の中の第二項、学校職員の中、警備員、用務員、
事務補助員の三人がその他の三十四人の中に新たに加えられて
あります。これは昨年用校をみますと中学校分校すなわち

第二中学校になすわけですが、その職員の定数も予定はなし
本し、定数を三五人と定め、ある次第でいさぐはす。よろし
くご審議のほどを願ひ申し上げます。

議長(中西虎蔵君)二れより質疑を行はす。

(応答なし)

議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おはかり
いたします。議案第五十一号は総務委員会に付託し詳
細な審議を願ひ事にいたしましたと思ひますがこれにこ
異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認めます。よすより決定
いたしました。なお委員会からの審査報告は、本会期中に
願ひいたします。

議長(中西虎蔵君)二にて暫時休憩いたします。

休憩 午後九時四十分

開議 午後十時四十分

議長(中西虎蔵君)休憩より引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。日程第一、権利の放棄について、議案第
五十一号及び日程第八損害賠償の額を定めることについて、議
案第五十三号は関連がありますので、一併議題に供した
いと思ひますがこれに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)二異議なしと認めさより決定いたします。

議長(中西虎蔵君)日程第一、権利の放棄について、議案第
五十一号及び日程第八損害賠償の額を定めることについて、
議案第五十三号を一併議題に供します。事務局長をしい

40.9.20

財政再建計画

7117

議案の朗読をいたさずす。

(島田事務局長朗読)(省略)

議長(中西虎蔵君)理事者から提案理由の説明を求めず。

石川町長

(町長石川常太郎君登壇)

町長(石川常太郎君)議案第五十三号並びに議案第五十三号に付すおしーの説明申し上げす。権利の放棄と損害賠償の額を定める事とございす。去る六月十日の午後二時十分頃、税務課、固定資産課、主事柳安藤昭二が電気が入税の異態調査に参りました。これは都からの調査でございす。かゝり調査が完了し、私物の第一種原動機付自転車、車で帰途につく、本町百三十八番地先あたりの曲り角でございす。昭島市の黄岡光さん、十四才をぶつけ、死なされた。

ものでございす。十分注意をしたわけとございすけれども、軽くあたっただけと倒れたばかりに病院に預けられ、しばらくが数時間後になられたものでございす。これに對し、し、最初、賠償の事でございすけれども、いさぐ折、衡いたし、し、結果的には百万円という事になったわけとございす。当然、本人が支払うべきものでございす。が、民法の第一、百十五條三項により、し、使用者側が支払うべきものという規定により、時ど支払うということとございす。なお、これに對する権利の放棄が伴いますので、これも、百十五條により、求償権の放棄を依頼するわけとございす。な、本人につく、し、は、福生町職員の懲戒条則に基き、し、減給処分いたし、し、本人はもとより、職員全般に對し、し、かかる事故の起らないよう、嚴重に注意した次第